

5辺地を照らす光（整備計画）可決

9月定例会で、公共的施設整備に有利な起債である辺地対策事業債を活用するため、総合整備計画を策定し徳島県との協議が整った。そこで、辺地の公共的施設整備の財政上の特別処置を可決した。

◆辺地とは

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地で、住民の数その他政令の要件に該当する地域。

◆辺地対策事業とは

辺地を包括する町が、辺地とその他の地域との間に住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定め、この計画に基づいて実施する事業。

| 辺地名 | 辺地を構成する町又は字 |
|-------|---|
| 山河内辺地 | 山河内字なか、本村、横川、松尾、白沢、かんば、明丸、打越、西山、大越、外ノ牟井 |
| 北河内辺地 | 北河内字北分、久望、大戸 |
| 新発口辺地 | 赤松字新発口、新発谷、高瀬、流失、耳瀬 |
| 阿部辺地 | 阿部 |
| 伊座利辺地 | 伊座利 |



| 辺地名 | 施設名 |
|-------|--|
| 山河内辺地 | 町道 白沢 1 号線 町道 外の牟井線 高倉橋（修繕） |
| 北河内辺地 | 宝谷用水 町道 本村 2 号線 一ノ坂橋（修繕） |
| 新発口辺地 | 町道 新発口線 町道 新発口 2 号線 町道 流失 2 号線 |
| 阿部辺地 | 阿部配水池更新(非常用発電機設計委託) 阿部配水池更新(非常用発電機工事) |
| 伊座利辺地 | 伊座利配水池更新(非常用発電機設計委託) 伊座利配水池更新(非常用発電機工事) |

◆有利な起債（借金）

辺地対策事業債は山間地、離島その他へんぴな地域に対して認められる特例債。

起債対象額は事業費から国庫補助金、その他の特定財源を控除した額の 100% で、後年度にその元利償還金の 80% が普通交付税に算入される有利な起債。

質疑 北山議員

この事業内容は、地域の意見をどのように反映させたのか。また、新たな整備項目が出た場合の変更は可能か。

答弁 岸本政策推進課長

公共的施設整備で、各課の計画している事業と、住民から要望が出てきている事業を載せた。今後、追加や変更が出た場合は、県と協議して適宜追加等の対応をしたい。

質疑
戎野議員

北河内辺地で、町道本村2号線（北河内駅前から踏切を通り国道へ）に道路拡幅は含まれているのか。

答弁
浜建設課長

本村2号線の件は、拡幅、道路改良を考えているが、地籍調査に入っているので境界が確定後に進めたい。

質疑
中川議員

事業費で、千円単位まで出ている所や特定財源が決まっていることで事業の進み具合を計っていいか。

答弁
住田水道課長

水道事業は、令和4年度に測量設計を発注しており、具体的には終わった段階で出る。財源内訳では、特定財源（国、県の補助金）を3分の1、残りを一般財源（簡水債2分の1、辺地債2分の1）で対応する予定だ。

採決結果
可決

（賛成11・反対0）

美波町辺地区域図

